

平成23年柴田町議会第5回臨時会会議録（第1号）

---

出席議員（17名）

1番	平間 奈緒美 君	2番	佐々木 裕子 君
3番	佐久間 光洋 君	4番	高橋 たい子 君
5番	安部 俊三 君	6番	佐々木 守 君
7番	広沢 真 君	8番	有賀 光子 君
9番	水戸 義裕 君	10番	森 淑子 君
11番	大坂 三男 君	12番	舟山 彰 君
14番	星 吉郎 君	15番	加藤 克明 君
16番	大沼 惇義 君	17番	白内 恵美子 君
18番	我妻 弘国 君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長 部 局

町 長	滝口 茂 君
副 町 長	平間 春雄 君
会 計 管 理 者	村上 正広 君
総 務 課 長	松崎 守 君
まちづくり政策課長	平間 忠一 君
財 政 課 長	水戸 敏見 君
税 務 課 長	武山 昭彦 君
町民環境課長	佐藤 富男 君
健康推進課長	大場 勝郎 君
福 祉 課 長	駒板 公一 君
子ども家庭課長	笠松 洋二 君
農政課長 併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭 君

商工観光課長	菅野敏明君
都市建設課長	大久保政一君
上下水道課長	加藤克之君
槻木事務所長	高橋礼子君
危機管理監	相原健一君
地域再生対策監	宮城利郎君
税収納対策監	小笠原幸一君
公共施設管理監	小野宏一君
教育委員会部局	
教 育 長	阿部次男君
教育総務課長	小池洋一君
生涯学習課長	加茂和弘君
その他の部局	
代表監査委員	中山政喜君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	長谷川 敏
主 査	太 田 健 博

議 事 日 程 (第1号)

平成23年10月19日(水曜日) 午前9時30分 開 会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 1号 専決処分の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第 4 議案第 1号 平成22年度槻木中学校校舎改築工事(1期工事)(繰越明許)請負契約について
- 第 5 議案第 2号 平成23年度柴田町一般会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 会

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより平成23年柴田町議会第5回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係所管課長等及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において17番白内恵美子さん、1番平間奈緒美さんを指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（我妻弘国君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期については、議会運営委員会の協議の結果、本日1日と意見が一致いたしました。よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次の日程に入る前に、町長から台風15号に係る発言の申し出がありますので、これを許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 平成23年台風15号に伴う災害について申し上げます。

9月13日に日本の南で発生した台風15号は、強い高気圧が影響し進路が迷走を続けながら、21日午後2時ごろには静岡県浜松市付近に上陸、その後時速45キロで東北東に進み、前線の影響もあったため、西日本から東北の広い範囲で大雨をもたらしました。気象庁では、

超最大級の警戒が必要と報じていたことから、本町では、21日午前9時に警戒対策本部を設置し、関係課において現場確認を行い、業者に排水用ポンプ等の手配、各排水機場の対応や土のうの手配などを行ってまいりました。その後小康状態が続き、午後6時ごろまでは1時間当たりの雨量が数ミリ程度で推移してまいりました。ところが、午後8時から9時にかけて、1時間当たり雨量が61ミリを記録するなど、かつてないほどの雨量があり、降り始めからの降雨量は299ミリに達し、私が就任して以来初めての床上浸水の被害を受けることになりました。この大雨により、槻木五間堀が越水するとともに、道路は町内各地で冠水し、船岡西地区、船岡南地区、西住地区、槻木上町地区、槻木西地区、上川名地区、葉坂地区の7カ所で床上浸水が23世帯、また、20カ所の104世帯で床下浸水の被害を受けました。また、各地で小規模ながけ崩れも発生してまいります。一方、公共施設等の被害については、総額で1億3,310万円となり、内訳として、農業施設で4,070万円、農業生産物が3,377万円、農業関係施設で338万円、公共土木施設は5,525万円の被害となりました。今回の臨時会におきましても、一部復旧の予算を計上させていただきましたが、よろしくお願ひ申し上げます。

また、今回の災害につきましては、議員各位を初め行政区長、消防団や町民の方々及び関係機関にご支援、ご協力を賜りましたことに対しまして厚く御礼を申し上げまして、報告いたします。

---

### 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

#### (和解及び損害賠償の額を定めることについて)

○議長（我妻弘国君） 日程第3、報告第1号、専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、報告第1号、専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分は、平成23年3月11日に大河原町大谷字西原前地内において発生した交通事故について、和解が成立し、損害賠償額が決定したことについてのものであり、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第2項の規定により専決処分しましたので報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（松崎 守君） それでは、詳細の内容をご説明いたします。

今回の専決処分でございますが、ことし3月11日の震災当日に、停電により信号機がストップした大河原町ハローワーク付近交差点内の接触事故によるものであります。直進の相手方に対し町公用車が接触ということで、相手方修理費用の8割を町が負担となったものでございます。この費用につきましては、保険で対応いたしてございます。事故職員及び所管課長に対しては、事故を検証し、安全運転に努めるよう指導いたしたところでございます。

報告書の3ページをお開きいただきます。

専決処分書。9月16日付でございます。

和解及び損害賠償の額を定めることについて。

1の和解及び損害賠償の相手方につきましては、記述のとおりでございます。

次に、和解の内容及び損害賠償の額でございますが、町は相手方に対し損害賠償の額30万6,835円を支払い、相手方はその余の請求を放棄するものとなっております。

地方自治法第180条の規定により報告いたします。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） これより議会運営基準により質疑を許します。質疑回数は1回であります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑ないようでございますので、報告第1号専決処分の報告を終結いたします。

---

#### 日程第4 議案第1号 平成22年度槻木中学校校舎改築工事（1期工事）

##### （繰越明許）請負契約について

○議長（我妻弘国君） 日程第4、議案第1号、平成22年度槻木中学校校舎改築工事（1期工事）（繰越明許）請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第1号、平成22年度槻木中学校校舎改築工事（1期工事）（繰越明許）請負契約についての提案理由を申し上げます。

槻木中学校校舎は、昭和39年度に建築し、既に46年が経過し老朽化が著しく、耐震診断においても補強を要する建物と診断されておりました。また、老朽化の判定基準となる耐力度調査を実施したところ、改築を要する建物と報告されました。

昨年、改築を行うため基本設計を作成し、国へ交付金の要望をしていたところ、平成22年度補正予算として採択されました。

本年、実施設計が完了しましたので、校舎の解体工事を1期工事として行うものです。

9月15日入札公告を行い、10月6日入札執行いたしました。

入札参加者は、株式会社畑中工務店、株式会社四保工務店、株式会社八重樫工務店、株式会社松浦組の4者でありました。

入札を執行した結果、株式会社八重樫工務店と5,995万5,000円で工事請負仮契約を10月11日に締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を、財政課長と教育総務課長からいただきます。最初に、財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 補足いたします。

議案書1ページをお開きください。

本議案は、平成22年度からの繰越事業となる平成22年度槻木中学校校舎改築工事（1期工事）、解体工事になります、の請負契約にかかわる内容となります。

10月11日、入札により施工業者選定を行い請負仮契約を終えたことから、規定により議会の議決を求めるものです。

契約にいたる入札等の状況です。工事請負契約案件資料とした別冊の資料1ページ目をお開きいただきたいと思います。

今回の入札、契約の方法については、工事設計額が2,500万円以上となったことから、制限付一般競争入札としました。地域産業の参画に配慮し、入札参加資格を大河原土木事務所管内に本店を有するものとし、建設業法による県の経営審査点A等級保持の制限を設け、9月1日に入札の公告をいたしました。大河原土木事務所管内では、該当事業者は9者あります。このうち町内2社と町外2社の計4社の参加となりました。

次のページです。入札結果調書となります。

入札執行日は10月6日、予定価格6,723万円、最低制限価格を設けてます、5,510万1,000円です。この入札の結果、株式会社八重樫工務店が、最低価格5,710万円で落札となりました。契約金額は消費税を加算し、5,995万5,000円となります。入札契約にかかわる内容です。

○議長（我妻弘国君） 次、教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） それでは、ただいま議題となりました議案第1号、工事請負契約について、工事内容の詳細説明を申し上げます。

槻木中学校校舎改築工事は、平成22年度に基本設計を行い、継続して実施設計を進めており、平成22年度安全・安心な学校づくり交付金に採択されました。平成23年3月議会において繰越明許工事としてお認めをいただき、今回第1期工事、解体工事の発注準備が整いましたので、入札を行いました。

初めに、お配りしております資料A3の図面、平成22年度槻木中学校校舎改築工事をごらんいただきたいと思っております。

槻木中学校の配置図を示しております。右側の下の表からご説明いたします。

先ほどの説明にもありましたように、請負業者は株式会社八重樫工務店、請負金額は5,995万5,000円となっております。工期は平成24年2月29日までとなります。

次に、工事概要についてご説明いたします。配置図の上の部分の斜線の部分が既存校舎で、今回の工事の解体部分となっております。

右上の面積表のほうをごらんいただきたいと思っております。解体面積は、校舎が延べ床面積3,466平米となります。そのほか渡り廊下33.9平米、倉庫55平米、自転車置き場が3カ所133.35平米、プロパン庫、ポンプ室、ごみ置き場となります。付随施設の解体面積は合計で257.65平米となります。

また、樹木の伐採、庭石の撤去を行います。樹木につきましては、校舎周辺の高木、中高木、玉物を伐採いたします。庭石につきましては、校舎の南側の庭にあるものを撤去いたします。あわせてフラッグポール3本の移設を行います。

続きまして、生徒、教職員の安全確保のため、道路や駐車場の整備を行います。通路は図面のメッシュで囲った部分で、南側正門からと北側町道から、それから、仮設駐車場から仮設校舎を結ぶように、全長280.5メートル、幅3メートルで砕石を敷きます。生徒用の駐輪場は仮設校舎の前南側に、長さ79.2メートル、幅2メートルで確保いたします。教職員用の仮設駐車場として、敷地の南東側、テニスコートのあったところですが、砕石を敷きまして整備をいたします。

また、校舎等解体に伴い、体育館に独自の消火設備が必要になりますことから、パッケージ型の消火設備を設置いたします。さらに、自動火災報知機の受信施設を既存校舎から仮設校舎のほうへ移設いたします。

最後に、校舎の新築工事につきましては、現在建築確認の申請中であり、発注準備を進めているところでございます。工期は、12月に契約、平成24年1月に工事に着手し、平成25年2月に完了する計画となっております。以上で、工事概要の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

**これより議案第1号、平成22年度槻木中学校校舎改築工事（1期工事）（繰越明許）請負契約についての採決を行います。**

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第2号 平成23年度柴田町一般会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第5、議案第2号、平成23年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第2号、平成23年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、9月21日に発生した台風15号の被害に対する災害復旧事業費を主なものとして計上しており、歳入としては、先般交付されております特別交付税及び国庫支出金、町債並びに財政調整基金を財源措置とします。

これにより補正額は2億1,237万8,000円となり、補正後の予算総額は138億9,324万2,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。



○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 補足いたします。

議案書の3ページになります。

今回の補正は、歳入歳出の予算総額にそれぞれ2億1,237万8,000円を追加し、補正後総額を138億9,324万2,000円とするものです。

個別説明の前に、地方債補正を説明いたします。6ページ地方債補正です。

説明の前におわび申し上げます。このページの記載に誤りがありました。正誤表をお渡ししておりますが、狭あい道路整備等促進事業費の欄で、限度額を1けた誤って記載しております。億の表記になってますが、正しくは、補正前の限度額が1,290万円、補正後が1,590万円となります。この300万円の追加ですが、この事業の起債充当率、起債として充てる率ですが、これを75%から95%に変更しております。

災害復旧費については、補助事業予定分について相応する起債予定額を追加しています。7,530万円を追加して、補正後の限度額を3億7,220万円としています。

歳入について説明いたします。8ページです。

第11款地方交付税です。特別交付税6,924万6,000円の追加をしております。これは、ことし特例なんです。1次配分、2次配分で既に交付を受けた金額を計上しております。当初予算では特別交付税を1億3,000万円と見込んでいましたが、この補正で、約2億円規模の予算となります。

第13款分担金及び負担金です。これは農地災害、いわゆる台風にかかわる被害ですが、農地災害復旧事業負担金として被災農家の個人負担分を計上しています。復旧工事費の20%相当、46万円が計上額となります。

第15款国庫支出金、公共土木施設災害復旧事業補助金が1,060万円、農林水産業施設災害復旧費補助金が1,380万円となります。

第19款繰入金です。この予算補正のための財源として、財政調整基金からの繰り入れ3,997万2,000円を計上します。この取り崩しで、財源調整機能としての基金規模、これは財政調整基金と町債等管理基金の合計となりますが、約2億6,000万円となります。

第22款町債です。狭あい道路にかかわる土木起債で300万円を追加いたします。また、災害復旧事業債として7,530万円を追加計上します。

歳出について説明いたします。10ページとなります。

第2款総務費、財政財産管理費で修繕料457万8,000円を追加します。これは、震災で傷んだ

集会所8カ所ありますが、その修繕費となります。

第8款土木費、道路維持費で重機借上料150万円を追加します。これは台風被害復旧工事にかかわっての費用となります。

第11款災害復旧費ですが、農業施設と公共土木関連で復旧費を計上します。農林水産施設災害復旧費で設計委託料850万円、復旧工事費を3,880万円追加措置いたします。

次のページの土木施設災害復旧費では、設計としゅんせつ、この委託料として3,900万円、復旧工事費で1億2,000万円を計上しております。

以上、詳細説明となります。よろしくお願いたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。7番広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 議長、直接その台風の災害復旧の件については若干載っているだけなんです、その台風の被害に関連して、先ほどの町長の報告もありましたので、そこでちょっと伺いたいんですが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では、伺いたいんですが、先ほど町長からもご報告あったとおり、台風15号が来て、床上浸水がここしばらくなかった規模の被害になりました。

私の住んでいる船岡西2丁目の地域で床上浸水が、ここしばらくなかった規模で一番多かったと思うんですが、その現地住民が口をそろえて言っているのがその台風が来て一番水位が増した午後8時から9時の間、早目に設置されていたはずの移動式ポンプが稼働してなかったということが、口をそろえて言っていることであります。そこについて、実際にどういう経過があって稼働しなかったのか、その経過の説明を求めたいのと、もしそこで何かこう手落ちがあったんじゃないかというふうに現地住民の方々が思っているわけです。そこについて、どういうふうに考えているか、伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） まず、船岡西地区はポンプがセットされております。常設ポンプ、ある程度水位が上がれば稼働して排水するというポンプと、それから、実は業者に委託したポンプ1台を当日セットしました。当初の予定では、大体情報では、アメダスを見ますと大体40ミリが最初表示されました。その後20ミリということで、ちょっと何とか乗り切れるのかなとこう思いましたが、先ほど町長が答弁したとおり、8時から9時の間に時間雨量61ミリということで、最終的にはポンプでは飲み切れなかったという形になるかと思うんですけれども、その時間帯が終わった後まさしく機械が動いていましたので、とまったと

かそういう形でなく、雨が多くて飲み切れなかったという状況と考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○7番（広沢 真君） 常設のポンプの話じゃなくて、常設のポンプはもちろん動いているのを確認したんですが、移動式の、いわゆる竹有土木が設置したポンプが係員がだれもついてなくて動いてなかったというのが、現地の人を目撃証言なんです。その部分が実際どうなっていたのか確認してほしいというのが、現地住民から言われていることなんです。その問題が、当然業者に委託して、業者がその時点で動かすかどうかを判断したのか、あるいは町がその動かす、動かさないの判断をしていたのかということがまず一つ重要なのと、それから、実際その雨量は、例えばインターネットの情報でも時間当たりの雨量のデータというのが少しずつ変動して出されるんですが、その時点で、例えば土砂災害警戒警報や、あるいは大雨洪水警報が解除されていない時点で、その実際の雨量の増減というのはやっぱり天候ですからあると思うんですが、どこまで警戒をしていなければならない、緊張感を維持していくかということが、非常に今回教訓的だと思うんですが、その部分について伺いたいです。そこについてやっぱりきちっと総括されないと、今後また、はっきり言えばゲリラ的に豪雨があって、その時間雨量が、想定を超えるという言い方は嫌いなんですが、いわゆるその常設ポンプの能力を超えるようなことが起こった場合に、どういう判断をしてやるのかということは非常に重要なことだと思いますし、あの常設ポンプをつけてから、その能力を超えるような雨が降ったというのは初めてだったと思うので、そこもきちっと総括する必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） まさしくある程度大雨警報とかが来れば、事前にアメダス等々で今後の降雨量を予想しながら、データを見ながら実際は機械を設置します。最終的には、竹有土木のほうで機械をということで、うちのほうの指示で実はセットをしております。当然業者さんの機械ですので、当然立ち会いがいて機械を動かすという形になります。ちょっとその辺で動かなかったという状況、あるいは立ち会い者がいなかったという状況ですので、もう一度ちょっと検証したいとこのように思います。

それから、当然これからそういう集中豪雨、あるいはゲリラ的な豪雨が、時間雨量でぽつぽつ出てきますので、それに対しても当然業者さんの機械なり、あるいは日常の点検で対応していきたいと、このように思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） そうすると、現地住民の言っていた実態をまだ把握されていないということのようですので、ぜひその点はきちっと実態を把握していただきたいということと、それから、今回の災害については、当然震災とは性質の違う災害ですが、住宅の被害あるいは家財の被害という点では、現地の住民のお宅を訪問して見た限りでは、罹災証明でいう一部損壊とか、ひどいところでは半壊近くまで被害が及んでいるというふうに私は考えているんです。しかも、それ以外の部分で、財産部分でいえば車を駄目にした人もいますし、そういうところでいえば、同じ災害ということであれば、何らかの町として支援をする制度を考えるべきではないかというふうに思ってます。一つは、この以前からも条例にあるとおり、町税の減免措置などのことを当然適用されるべきだと思いますし、それはぜひ町長にご判断いただきたいなというふうに思います。

それから、例えば一部損壊や半壊向けに支援制度を出してますよね。震災住宅改修事業補助金という名前ですけれども、やはりその同じような被害を受けて、しかも、時期の問題だけではないですけれども、家財を失っているあるいは多額の修理費を必要とされているという点では、地震の被害であろうとあるいは冠水の被害であろうと同じものだと思うので、震災住宅改修事業補助の拡大適用するなどもぜひ検討していただきたいと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今回柴田町独自で震災住宅制度をつくりました。実は私も、台風関係も地震の震災も同じでないかということ、検討を事務方にさせました。ですけれども、今回やっぱり水害関係につきましては、過去にもいろいろ水害対策をとってきた事例もありました。そのときは、どれも減免措置とか猶予措置で対応してきましたので、たまたま今回件数が少ないからいいようなものなんですけど、これが制度化されますと、次回にもしこれ以上の大きな災害出たときにどうするんだということが詰め切れてないということで、今回は残念ながらその拡大については、相談した結果断念したという経緯もございます。一応検討はさせていただきましたけれども、やっぱり水害といいますと日常的に起こるものですから、そのたびに町で対応していたのでは財政が破綻してしまう懸念もあるんじゃないかということもございましたので、今回は、あくまでも震災関係に限らせていただきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 10ページ、11ページの災害復旧費の工事請負費や委託料があるんです

が、この詳細説明を求めます。もう少し場所を、どこなのか、どの部分なのか、伺います。

それから、西船迫4丁目から太陽の村に登るあの道路は、毎回大雨が降ると滝のようにあふれるところで、前課長は様子を見るということで中途半端な工事で終わらせておいたんですが、今後やはりこのようなゲリラ豪雨がもう何度も起こる可能性があるので、抜本的な対策をしないともうあのあたりの住民は安心して生活できないと思いますので、あの太陽の村からの水を今後どのように排水するのか、今の考え、それから、今後やらなければならないことについてお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 都市建設課長と農政課長と、最初に都市建設課が説明して、その後農政課ということで、答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） それでは、私のほうから最初に説明を申し上げます。

まず、11ページです。

目1の土木災害復旧費、まず委託料であります。当然国庫補助、国の採択関係、これについて、入間田の関根掘川と本船迫10号線、12号線ということで、この復旧の設計委託を行います。そのほかに、先ほど白内議員さんがおっしゃられました西船迫4丁目、太陽の村の登り口、あそこに1,100の雨水管が実は入っておりまして、そこに落とし込むために、団地のその北側の側溝と、それから、あそこに三角にちょっと畑が実はあるんです、そこからくる水路と、それから、太陽の村の要は道路から来る水と、それから、もう一つ山があって、住宅が右側にあつて、ハラカラ山ですか、ヨコム山ですかね、あそこから水がちょうどその住宅の角のところに、実は、ますとそれから2カ所横断ありまして、そこで1カ所のこの雨水幹線に入るということで、通常であればごみだけとればある程度の雨でクリアできるんでしょうけれども、雨水幹線に入るその横断管渠の角度、それから、ますの大きさ、それから、山から来る横断管渠の大きさ、その辺をトータル的に今回設計をかけて対策を含めた実は工事をしたい。

それから、住宅のほうで、ちょっと今回の雨とそれから地震で、道路自体がこの登り口の手前の道路が下がっているんです。上からオーバーした水がちょうどそこにたまって、土砂がたまつたという状況なので、その辺の道路もある程度かさ上げしないとうまくないなと、こう思っておりました。それも含めて、対策も含めて工事をしたいと、このように思っております。それから、当然万が一上がってきたときに、今10メートルか20メートルおきにます。実はあります。横断管渠、雨水幹線に入ってるんですけれども、入っても大丈夫なように、バグヤード的なところに、もうちょっとこう多くこぼれてもまだ宅地まで影響が行か

ないうちに後ろで落とし込むような、そういう対策も必要なんではないかということで、対策も含めた設計、工事をしていきたいとこう思います。

それから、4丁目ばかりでなくて実は3丁目も、県営住宅のほうもあります。上野林道から来る。先日の自主防災組織の中でも要望がされましたので、当然そこについては横断管渠でグレーチング、そこにいっぱい木とかそういうものがたまって道路が冠水するという状況なので、それも設計と工事を実施していきたいとこのように思います。

それから、城址公園、ちょっと一部のり崩れ等とそれから土砂が流出しておりますので、その対策もしたいと思います。

それから、各河川と言いますか、大江掘、それから、上川名堀、関根堀、槻木の堀なんですけれども、冠水で裏欠け実はしております。部分的にブロック等も家屋が張りついたところ、そういう設計もしたいということで考えております、設計部分。それから、しゅんせつ、当然上川名大江掘、それから三本木、関根、白坂掘等々とありますので、土砂が堆積しております。そのしゅんせつも、今回委託の中でお願いをしております。

それから、工事関係につきましては、河川16カ所、それから、道路60カ所、公園1カ所ということで、5施設ですけれども、77カ所予定しております。これについては、西船迫4丁目、それから3丁目等々です。それから、横断関係が地震で下がってるんです。4丁目ばかりでなくて、今回の雨でまた冠水して、裏欠けとかいうことがありますので、複合震災と言いますか、地震とそれから冠水がちょっと相まっているんですけれども、それも含めて今回災害復旧の中で1億2,000万円ですけれども対応していきたいと、このように考えております。

○議長（我妻弘国君） 農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭） 農林水産災害関係なんですけれども、委託料につきましては、災害補助を受けるということで、農道関係、農地関係と、それから林道関係ということで、委託料を計上しております。それから、災害復旧工事の中身なんですけれども、林道が6本ということで、雨乞林道、そこから東山線ということで、富沢、入間田周辺の林道を6カ所計上しております。それから、農道関係ということで、これも富沢、入間田を中心に7本計上しております。それから、ため池9カ所でございます。それから、農地ということで、入間田地区2カ所復旧するということで計上しております。それから水路関係ですね、12カ所ということで計上しております。そのほか、水路のしゅんせつ作業とか単独で行う分ということで計上しております、合計3,880万円ということでございます。

それから、都市建設課長がお話ししましたように、太陽の村につきましては、4丁目も、それから3丁目ですか、上野林道も排水路あるわけですが、太陽の村のほうから来るものが横断している部分が、今回すべて大体山からの土砂で埋まったということで、都市建設課等関係課と連携しながら、横断管渠のあの集水ますを大きくするとか、そういうことに取り組んでいきたいと。ただ今回予算計上しておりませんので、当初予算等で設計等検討して対応したいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 17番白内さん、10ページの5番の財産管理事業、これについては震災なんですけれども、財政課のほうから説明させます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 457万8,000円の修繕料、これは震災で8つの集会所が傷みました。順不同ですが、第1区、第8区、祇園入、第29A、富沢、第2区、海老穴、第6区、このうち、ほとんどが屋根がわら、のしがわらの傷み、あと壁、しっくいなんです、一番大きかったのは第29Aの集会所です。この集会所は実は300万円を超える規模の修繕、これはほぼ終わっております。今回少し今進行中なんです、なかなかかわらが手に入らないという状況がありますので、29A区のかわらを全部おろしまして、そのかわらをそのまま他の集会所に支給材料として直していくと。ちょっとけちじゃなくて、ちょっとなかなか手に入らないという状況で、そういう考え方をしております。年度末まで工事を進めたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） ちょっと財政のことを、また伺います。

今回また大雨が降って、大変な被害があったんですが、財政的な負担もやはりまた生じたということで、この間の大雨は本当に大変な雨で、あれがまた1時間、2時間と続いたら本当に大変なことになっていたのかなというふうに思います。そういうことなんかも想定して、9月定例会時点では私は震災のことしか頭になかったんですけれども、余震等を心配して、やっぱり財政的な手当てを心がけておかなければならないのではないのでしょうかみたいな形で、ちょっと財調等の基金についてご提案申し上げておりました。そのときに、何とか今年度の不用額等とか多少国からのいろいろな形の特例交付金、特別交付金等があれば、何とかその四、五億円ぐらいは年度末で確保できるんじゃないかなというような答弁があったように記憶しておりますが、私が心配していたように、続けてまた大きな災害があったときに、どうなのかなということで、いろいろそのお金の工面についてご質問しました。そのような懸念が現実になったということなんですか。そういった意味で、この財政調整基

金、この時点で、今時点で2億6,000万円ぐらいになっちゃったということなんですが、これが年度末にかけて、やはり不用額とか、それから国の今度第3次補正ということ審議してまして、大体案が固まったようでございますが、それと不用額ですね。それから、その他いろいろ歳入歳出があると思うんですが、税収等もあると思うんですが、年度末で、今時点でのぐらいに想定されるか、お伺いしたいと思います。

それと、10ページの土木費の重機借り上げです、150万円。これは具体的にどういう重機なのか、大雨が降るたびにあのポンプを設置してやっていますが、今回もその関連なのかどうか、それですべてなのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 財政としても、この台風被害は、実はそれほど頭に入れておきませんでした。ちょっと痛んでるんですが、2億6,000万円のいわゆる基金規模になってますが、ちょっとプラスの要因だけお話しします。マイナスの要因はちょっと省きますけれども。一つは、震災にかかわっていわゆる補助等定型的な起債部分については計上していますが、例えば役場庁舎とか、先ほど申し上げました集会所、あと小さな被害の固まりです。その1カ所当たり60万円とか、その固まりについては、今のところ財政調整基金から全部手当てしております。億を超えるかと思えます。これらについては、最終的には激甚災の災害債の適用を11月に受けるんですが、それでもって起債、その起債は交付税措置が95%ある、ほぼ補助に近い起債なんですが、そちらに財源を移行したいと思ってます。

そのほかに特別交付税が、ちょっと思惑ほど入ってきてはいないんですが、先ほど2億円規模と言いましたけれども、それを上回る水準で特別交付税が入ってくるんじゃないかというふうに考えています。

あとは、余剰金を考え合わせて、前にもお話ししたとおり、やはり4億円から5億円までには年度末の名目高は回復したいなというふうに思ってます。

ただ、平成24年度で財政調整基金の取り崩し、予算組みの段階で必要になってきますので、それについてまた2億円台に落ちる可能性もあるというふうには考えてます。自転車操業状態ですが、何とか24、5年度は、大きな災害がなければ、乗り切りたいというふうに思ってます。以上です。

○議長（我妻弘国君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 重機借り上げ料の150万円であります、これについては、直営部隊の車両センターの使用する重機ということで予定しておりますが、主にバックホー



ンあるいはトラッククレーンと、土砂の撤去を考えております。

それから、ポンプ等については、既存の予算、あるいはこれから降るであろうということで対処していきたいと、このように思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 来年度、平成24年度の取り崩し等も想定されるので、2億円ぐらいになっちゃうということなんですが、それは、中学校関係の工事、それから大きなのでは北船岡ですか。その辺をカウントして2億円程度になっちゃうと。2億円というのは非常に心配ですよね。今回の大雨ですらかなりな金額になってますし、また余震があればということで、そして、今回は95%とはいえども起債なので、国からそれを措置してもらうまではかなりの年限が必要だとは思っているので、やはり2億円とかという形になっちゃうと思うんですが、それで、2億円で大丈夫なんですか、年度当初で。やはり定例会で申しあげましたように何か手当てを考えないと、常に5億円とか7億円ぐらいは持っていないと、大きな震災には対応できないというふうに思うので、この間話があった振興資金という手法が一つあるということで、人から聞いた話では、その振興資金というのは年度末にその金が足りなくなったときに、一時借り入れみたいな形で借りる性格なものなのだという話も聞いたのですが、それは、年度末でしかそういう形でしか借りられないものなのか、いつでも借りられるものなのか、それを例えば来年の工事費に使って、そして、それに使おうとしていたお金をその充て金として持っているという手法はとれるんじゃないかなと私は思うんですが、ちょっとその辺はぜひ考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 前の議会でも振興資金のことを少しお話ししましたが、今大坂議員が人から聞いた話ということで、年度末で足りないという、振興資金はそのようには使えません。ほぼ起債と同様に、いわゆる事業をぶつけて、その町負担分について最後の手だてと言いますか、10年償還で据え置きがないというなかなかちょっと厳しい起債なんですけれども、それを使うことになります。平成24年度予算で、実は頭の中に振興資金を使うことを想定しています。振興資金について、もう平成24年度に使う分については今県の方に相談しなければなりません。もしもことし使うのであれば、本当に緊急相談という形になります。やはり計画的な使い道でないと、県はなかなか了承は出しません。平成24年度予算で、まだ決めておりませんが、振興資金を学校関係の一財の部分に充てたい。それでもって財調が残るのが2億円台ということなんです。そこまで考え合わせて2億円台ということで、説明を申し上

げたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 振興資金を借りて、学校なんかに使っても2億円しか残らないということですか。そうですか。どの程度学校に使うような形で借りるのか、それによっても違ってくると思うんですが、できるだけその2億円よりもっともっと2倍、3倍の金額になるような形で、その事業に充てるみたいな形でぜひそれちょっとやっていただきたいなというふうに思うんですが。とにかく2億円だけではちょっと足りないのです、そういった意味では、その借りる、それを転用する形になるので、自転車操業には変わりはないんでしょうけれども、間違いなくその今回の災害で使ったお金については、新聞等の報道によっても、起債の交付税措置とかも含めてとにかく全額面倒を見るんだというふうな決意も国で述べてますので、後ほど必ず返ってくるお金なので、そういうやりくりの中で、5億円以上、最低6億、7億円まで積み上げるための事業の想定と言いますか、学校、住宅、それから大きなものでは大型の児童館とか、あるいは来年度か再来年度からちょっと私の記憶は確かでないんですが、そういうものをこう組み立てて、もうちょっと大きな形での振興資金の借り入れというものはちょっとやっていただきたいなと思うんですが。もし大蔵大臣がなかなか首を縦に振らないのであれば、町長の見解も伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 今の計算では、槻木中学校の建築相当で1億四、五千万円かと思えます。実はそれ以上変えることはできません。つまり補助金と、もともと起債が認められておりますので、残った一般財源の、その負担分について切り認められませんので、借りただけ借りられるというわけではないんです。ですから、今一番大きな一般財源の支出が槻木中学校の一般財源手当て、その部分を丸々借りても1億4,000万円、振興資金の仕組みがそういうふうになってますので、もっと大きな事業で一財を打つものがあればいいんですけども、変えられるのは簡単に言うと、建設事業にかかわるものだというふうに考えていただきたいと思います。その一財部分をカバーする、そういうふうに考えると、振興資金といえども足りない分を3億円でも4億円でも借りられるという性質のものではありません。

もう1点、2億円台というふうにお話ししたんですけれども、財政課長の言うことですから、かなり厳しい見方だったことをご理解いただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 1点目は、今回農業関係、それから、土木の復旧工事があるんですけれ

ども、3月の大震災の後、建設関係業者は大変忙しくて、町民の方もなかなか屋根を直してもらえないというような状況の中で、またこの復旧工事ということで、これの工期は一応やっぱり来年3月31日までなんですか。その工事の見通しですよ。そういう業者が大変な中で、順調にこれは工事をこなせるのかどうかという見込みをちょっとお聞きしたいと思えます。

それから、2点目は、先ほど広沢議員が船岡西地区のことを言っていましたけれども、たまたま私のところにその船岡西の古い貸家に住んでの方がいらして、今回浸水被害に遭ったと、あと若干やっぱり震災の影響もあったのか、大家さんがその貸家を壊すことになって立ち退きを迫られていると言います。私のお聞きしたいのは、今回のこの台風被害によって、船岡西に限らず、先ほど7カ所ですかいろいろ浸水被害があったという、その町民のその自宅、貸家なんかの浸水被害の状況と、場合によってはそういう立ち退きとかで困っているという相談がどのくらいあるのかということをお聞きしたい。

それと、今回は避難所を設置するというほどではなかったのかもしれませんが、町として、こういう場合に町営住宅に優先して臨時だけでも入居してもらおうとか、雇用促進住宅ですか、今回大震災の場合山元町とかの方が入られたと思うんですが、万が一柴田町内でこういう浸水とか火事とかそういうことがあった場合に、その雇用促進住宅なんかにも入るとか、そういうことも普段から考えているかどうかということをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（我妻弘国君） 最初の工事の見通し、都市建設課と農政課と。その次、貸家の立ち退きとか何とか、これは危機管理監。それから、災害のときの住宅事情、住宅を考える、これは都市建設課。以上をお願いします。

○都市建設課長（大久保政一君） 震災の関係の工事、それから、今回の台風15号の工事ということで、町内の土建業者さんがかなりこう忙しくなっている。それから通常の予算の消化、あるいは平成22年度からの繰り越しの事業等々かなり工事的には多くなってはおりますが、当然地震と、それから今回の台風15号関連については、繰り越しをまずお願いをしたいとこのように考えております。用水関係あるいは田んぼの土砂撤去等々、用水に関するものは4月の中旬ごろになりますと当然用水が来ますので、その前には当然終わらせなければならないと、このように考えております。

それから、町営住宅の関係、そういう水害等々があった場合に、被害に遭った場合にはということで、今のところ、政策的には2棟あいているという状況でございます。以上でございます。

ます。

○議長（我妻弘国君） 農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭） 今都市建設課長がお話ししましたように、現在昨年12月の台風、大雨の工事を今やっている。それから、災害関係についても何本かやっております、地震につきましても、今後発注しまして年度内にはほとんど完了するというふうに思っております。今回の災害につきましても43本ほどあるんですけども、災害査定、補助を受けるものが10本ということで予定しているんですけども、12月ごろに査定になるということで、補助分につきましても繰り越しをせざるを得ないというふうに思っております。ただし、農道につきましても、民家に近いところとか危険な場所につきましても、応急復旧工事に対応したいというふうに思っております。

あと、同じように都市建設課長がお話ししましたように、用水時期です。来年の田植えまで、かかわる水路なり農道につきましても、その時期までに完了するように進めたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 危機管理監、お願いします。

○危機管理監（相原健一君） 船岡西の貸家関係4棟かと思っておりますけれども、大家さんのほうにこちらのほうで連絡とりましたけれども、取り壊しということは考えてないようで、いずれ直すということで修繕の方向に向かっているというのは、お話を聞いております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 次、都市建設課、住宅の関係、災害関係の、商工課かな。あれでもう答弁済みなんですか。私は新たにまたあるのかなと思って、大変申しわけございませんでした。ということで、再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） そうすると、この工事関係はその都市建設課長のほうで言うと、繰り越しになりそうということですね。農政課長のほうは、12月に国の査定というか、これは、ただ順番からすると、今10月半ばといえは半ばですけども、町としては、補正予算ということでこれを計上しておいて、実際には農業関係で来ると、12月に実際には国の査定を受けて工事の内容が確定するというんですか。それなら、本当は12月議会に国の査定が終わってから予算を町としては計上したほうがいいというんでしょうかね。というか、これを今回我々が認めたとして、契約の手続きなんかは、だからしておかないということですか。ちょっとそこを、順番というか、それを確認したいというのが1点目です。

それから、2点目、建設課長が、2棟あけているというのは、例えばこのことを言ってる

んですか。北船岡の二本杉住宅のあの新しいうちとか、アパートのことを言うのか、悪いけれども、うちのほうの並松の古い方のあの、そういう意味での2棟と言うんですか。ついでお聞きしたかったのは、並松の町営住宅、私も地元ということで時々通ると、あいてるんだかあいてなんだかわからないような部屋があるんですよね。申しわけないけれども、ちらっと見るともうカーテンも閉まってない、逆に言うと何も無いようなところで、これあいてるのかなと。ところが、町民が町営住宅を希望すると競争率が10倍ぐらいになるとかという状況なので、あの課長が言うあけているというのは、ああいうところを言っているのか。これが2点目です。

それから、3点目は、危機管理監が船岡西のことを言いましたけれども、実は、その住民の方がうちに来たんですよ、大家さんから立ち退きを迫られていると、今月中だと言うので、せっぱつまっているんだということだったので。町全体として、私はそういう被害とかそういう相談がどのぐらいあるかということをお聞きしたいと思うんです、その船岡西のことは別にして。以上です。

○議長（我妻弘国君） 1点目、農政課の順番のほうについて、2点目はあきにして2棟の場所について、それから、借家については、これは後で危機管理監のほうできちっと把握しているかどうか答弁をお願いします。はい、答弁。

○農政課長（加藤嘉昭） 今回予算計上お願いしたのは、大雨につきまして、各路線ごとに概算で予算計上しているということでございます。災害につきましては、林道、農道それぞれ査定を受けるわけですけれども、歳入につきましても、50%から65%ということで歳入計上しております。ただし、それが、査定を受けまして若干削られたり、あるいは補助率増嵩と90ぐらいには最終的になるんですけれども、歳入につきましては一番低い数字で計上しておりまして、歳出につきましてはある程度の見込みということで、言葉は悪いんですけれども多目に歳出につきましては計上しております。査定が終わりましたら当然正式な設計ができて査定に臨むわけですけれども、そのとき、1路線ごとに設計額が確定します。それは、そのときに予算とっても、12月補正ですか、間に合えばいいんですけれども、そのときもしかしたら間に合わないということもありまして、今回は台風15号関係ということで一括して、単独も補助も含めまして概算で予算計上しているということでございます。

○議長（我妻弘国君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 都市建設関係の繰り越しではありますが、通常の道路であれば当然発注をして、なるべく年度内に完成を目指しております。査定が終わりまして、今のと

ころ17カ所ほど道路と公園を合わせて出しております。そして、当然上は表層工といいますか、舗装できれいになるんですけども、実は下水道と重なっているところがあります。それについては当然下水道が終わらないと上に舗装をかけられませんので、そこは当然繰り越しをならざるを得ないだろうと、このように考えております。

それから、住宅関係ですけれども、2棟ということでお話をしました。並松でございます。そのほかに、あいているようなというお話がありました。相当な修繕をしないと、床がちょっと傾いていたり、そういう住宅があるということで、理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 次、危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 今回の被害で、町長からもお話があったように、床上浸水が23棟、床下浸水が104棟、合わせて127棟ということだったんですが、今回消毒とかいろんなことでも訪問したりもしてましたけれども、直接的に町のほうにそういったその住宅のほうの手当てで照会があったというのは特にございませんで、その4棟の中で1軒だけが、要はそこに住むのか、あるいはほかの市町村の貸家を不動産屋とこう貸したりそちらに移る費用とかもあったものですから、何か大家さんのほうが数カ月分の家賃を出してくれるから転居のほうを考えたらどうですかという、そういう転居の考えというのは聞いてますけれども、退去してくださいというお話は聞いておりませんでした。以上です。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号、平成23年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

本臨時会に付された事件は、すべて終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、平成23年柴田町議会第5回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時36分 閉会

---

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年10月19日

議 長

署名議員 番

署名議員 番